

事業主の皆さま

一般事業主行動計画策定等個別相談会を開催します！！

—育児・介護休業規定整備個別相談会も同時開催—

平成23年4月から、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出、公表・周知の義務が労働者を101人以上雇用する事業主に拡大され、また富山県条例においては労働者を51人以上雇用する事業主に策定が義務付けられます。（労働者数50人以下の企業においては努力義務となっております。）

つきましては、下記のとおり一般事業主行動計画策定等に関する個別相談会を開催いたしますので、まだ一般事業主行動計画の策定等がお済みでない事業主の皆さまは是非ご参加ください。

また、平成22年6月30日に改正された育児・介護休業法に基づく規定整備に関する相談会も開催しますので、併せてご利用ください。

富山会場 富山労働局雇用均等室	高岡会場 高岡労働基準監督署 会議室	魚津会場 魚津労働基準監督署 会議室
富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 5階	高岡市江尻字村中1193 高岡労働基準監督署 3階	魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎 4階
日時：平成23年2月18日（金） 平成23年2月23日（水） （予約制）	日時：平成23年2月21日（月） （予約制）	日時：平成23年2月22日（火） （予約制）
9：30～10：00 10：00～10：30 10：30～11：00 11：00～11：30 13：00～13：30 13：30～14：00 14：30～15：00 15：00～15：30 15：30～16：00	13：00～13：30 13：30～14：00 14：30～15：00 15：00～15：30 15：30～16：00	13：00～13：30 13：30～14：00 14：30～15：00 15：00～15：30 15：30～16：00
<p>◆お問い合わせ・申込先◆ 富山労働局雇用均等室 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階 TEL 076(432)2740 FAX 076(432)3959</p>		

※予約制とさせていただきますので、下記申込用紙に希望日及び希望時間帯をご記入の上、FAX 又は郵送にてご返送いただくか、お電話にてお申込みください。

【一般事業主行動計画個別相談会参加申込書】 富山労働局雇用均等室あて (FAX 076(432)3959)

会社名		労働者数 ()人
所在地・連絡先	〒	(電話)
参加者氏名	(所属・役職名等)	
希望日時等 希望日にチェック 希望時間帯を記入	<input type="checkbox"/> 2月18日(金) 富山会場 <input type="checkbox"/> 2月23日(水) 富山会場 <input type="checkbox"/> 2月21日(月) 高岡会場 <input type="checkbox"/> 2月22日(火) 魚津会場 希望時間帯 (~)	

富山会場：
富山労働局雇用均等室



高岡会場：
高岡労働基準監督署 会議室



魚津会場：
魚津労働基準監督署 会議室

